

(総務委員会)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第二八号)

(衆議院提出)要旨

本法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が合併特例債(旧市町村の合併の特例に関する法律第十一条の二第一項に規定する地方債をいう。)を起こすことができる期間の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成二十三年度において合併特例債を起こすことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものが合併特例債を起こすことができる期間を五年延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。